

2019年6月11日現在

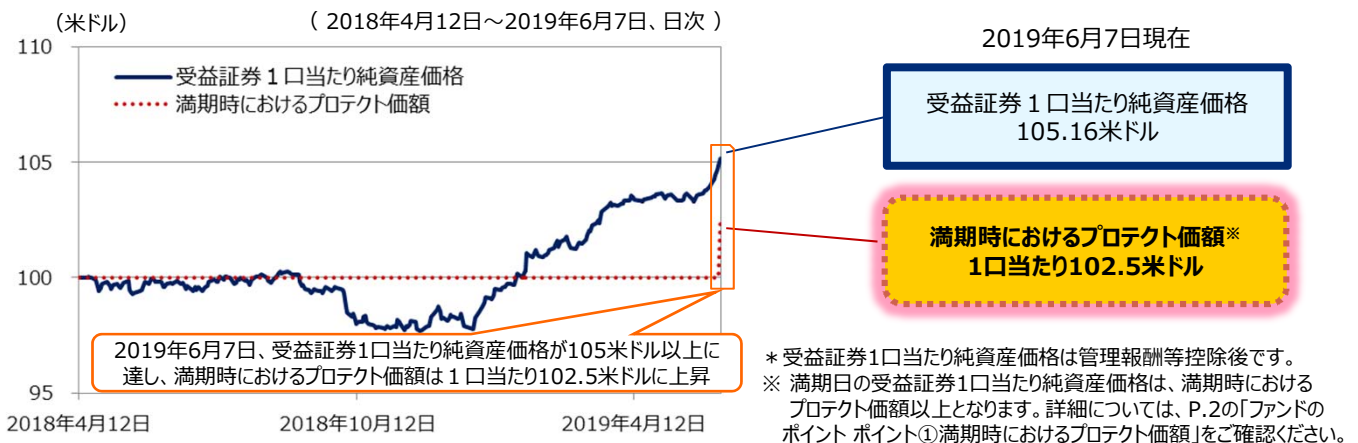
投資信託は投資元本が保証されているものではありません。

## 満期時におけるプロテクト価額上昇のご案内

102.5  
米ドル

2019年6月7日、アムンディ エス・エフ SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803 (2018年4月12日設定) (以下、当ファンド) の受益証券1口当たり純資産価格が105.00米ドル以上の水準に到達したため、**満期時におけるプロテクト価額※はファンド設定時の100.00米ドルから102.5米ドルに上昇**しました。

### 受益証券1口当たり純資産価格および満期時におけるプロテクト価額の推移



### 投資環境と運用状況について (アムンディ・アセットマネジメント (パリ)) 2019年6月10日現在

2018年10月はじめ、堅調な経済指標とFRB (米連邦準備理事会) のタカ派的な姿勢を背景に金利は上昇圧力を受け、リスク資産は下落しました。その後は、米中を中心とした貿易摩擦、中国の経済成長率の鈍化、イタリアの予算案、欧州の景況感の陰り、米国の政府機関閉鎖なども株式市場の下落に拍車をかけました。こうした株式市場の急落を受け、債券市場では金利は低下しました。このため、リスク資産は株式を中心にリターンを押し下げましたが、金利低下により国債はリターンを下支えしました。こうした株式市場の下落は行き過ぎであるとみて、当ファンドは米国、新興国、日本のウェイトを積み増し、ポートフォリオでとるリスクをやや拡大しました。

2019年に入ると、米中貿易交渉の進展、FRBのハト派姿勢への転換、中国の財政政策拡大などを背景に、株式市場は大きく反発しました。債券市場では、軟調な景気指標の発表、ハト派的な中央銀行の姿勢、ブレグジット (英国の欧州連合離脱) などの不透明感などを背景に、金利は低下傾向を示しました。このため、国債、社債、および株式がバランスよくリターンにプラスに寄与しました。株式市場の反発を受けて、ポートフォリオでは利益確定のため株式を一部売却し、ポートフォリオでとるリスクを削減しました。それとバランスをとるよう、米国債 (成長運用部分より) のウェイトを引き下げました。2018年秋からを通してみると、国債が大きくプラス寄与、社債はややプラス、株式はややマイナスとなりました。

上記背景により、受益証券1口当たり純資産価格が105米ドル以上となったことを受け、満期時におけるプロテクト価額が100.00米ドルから102.5米ドルに上昇しました。

### 満期時におけるプロテクト価額が次回上昇する受益証券1口当たり純資産価格の水準について

当ファンドは、受益証券1口当たり純資産価格が当初募集価格 (100米ドル) の5% (5米ドル) を超える毎に、満期時におけるプロテクト価額は当初募集価格の2.5% (2.5米ドル) ずつ上昇しますので、今後、受益証券1口当たり純資産価格が110米ドル以上となった際に、満期時におけるプロテクト価額は1口当たり105.0米ドルに上昇します。

資金動向・市況動向によっては上記の運用ができない場合があります。

## ファンドの目的

ファンドは、満期日（2024年2月28日）に、投資額（米ドル建の当初募集価格）の100%を確保しつつ、信託期間中の信託財産の成長を目指します。

## ファンドのポイント

### ポイント① 満期時におけるプロテクト価額

#### ●設定から約6年後の満期日（2024年2月28日）には、米ドル建の当初募集価格の100%を確保

- ①満期日の受益証券1口当たり純資産価格は、満期時におけるプロテクト価額以上を目指します。  
【満期時におけるプロテクト価額とは】  
満期日に確保される受益証券1口当たり純資産価格であり、ファンドがこれを上回る運用を目指す水準です。なお、設定当初の満期時におけるプロテクト価額は、米ドル建の当初募集価格（1口当たり100米ドル）となります。
- ②満期日の受益証券1口当たり純資産価格が、満期時におけるプロテクト価額を下回らないように、ファンドのための契約（保証契約\*）を管理会社と保証会社との間で締結します。  
\*保証契約とは、満期日の受益証券1口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額を下回らないために必要となる額を保証会社がファンドに支払うことで、満期日の受益証券1口当たり純資産価格を満期時におけるプロテクト価額で確保する契約です。  
なお、ファンドに保証契約を付加することで、保証料をご負担いただきます。

満期時におけるプロテクト価額は満期日（2024年2月28日）にのみ確保され、途中換金の場合には確保されません。また、ファンドは米ドル建のため、円から投資する場合には為替変動により、円換算ベースで投資元本を割り込む可能性があります。

保証契約は、クレディ・アグリコル・エス・エーの信用リスクの影響を受けます。クレディ・アグリコル・エス・エーが破たんした場合は、保証契約を終了します。この場合、管理会社は他の認知された金融機関を新保証会社として選任するものとしませんが、これができない場合、満期日の受益証券1口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額を下回ることがあります。

#### ●信託期間中、受益証券1口当たり純資産価格が上昇した場合、満期時におけるプロテクト価額は段階的に上昇

- ①満期時におけるプロテクト価額は以下のとおり決定されます。
  - 設定当初の満期時におけるプロテクト価額は、米ドル建の当初募集価格（1口当たり100米ドル）となります。
  - 受益証券1口当たり純資産価格が当初募集価格（100米ドル）の5%（5米ドル）を超える毎に、満期時におけるプロテクト価額は当初募集価格の2.5%（2.5米ドル）ずつ上昇します。
- ②一度上昇した満期時におけるプロテクト価額は下落しません。

### ポイント② ファンドの運用方法

#### ●世界の株式、債券および短期金融資産等のさまざまな資産に実質的に投資し、資産配分を機動的に変更することにより、ファンドの満期日の受益証券1口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額を上回るように運用しつつ、安定的な収益の獲得を目指します。

- ①世界の株式、債券、短期金融資産等のさまざまな証券に実質的に投資します。
- ②経済見通し、市況動向や投資対象資産の特性などを勘案した上で、最適な投資比率を決定します。  
\*市場動向等により、受益証券1口当たり純資産価格が当初募集価格以下になった場合等には、短期金融資産等の割合を増やすことで、株式市場等の下落の影響を緩和して受益証券1口当たり純資産価格の下落の抑制を目指します。これにより株式市場等の上昇から利益を得る機会が減少、または喪失してしまうこととなります。

- ※ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。保証契約は満期日の受益証券1口当たり純資産価格のみに対するものであり、信託期間中に換金される場合は、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。
- ※ファンドは米ドル建のため、円から投資する場合は為替変動により、円換算ベースで投資元本を割り込む可能性があります。

## 投資リスク

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損失はすべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。ファンドの主なリスク要因として、保守的運用リスク、保証会社の信用リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、取引相手方リスク、為替変動リスク、金利リスク、インフレ・リスク、デフレ・リスク等があります。なお、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因（投資リスク）は、これらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、保証契約に関する留意点等があります。詳しくは、交付目論見書の該当箇所をご覧ください。

資金動向・市況動向によっては上記の運用ができない場合があります。

### 当資料のお取扱についてのご注意

- 当資料は、管理会社等から提供された情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。外部データ等の参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について保証するものではありません。
- 当資料はあくまでも投資判断のご参考となる情報提供を目的としたものであり、投資に関する最終的なご決定はお客様ご自身の資産状況および投資環境を十分考慮した上でご判断下さいませようお願いいたします。
- 過去のパフォーマンスは将来の運用成果等を保証するものではありません。受益証券1口当たり純資産価格は市場の変動による影響を受けます。
- 投資信託は預貯金ではありません。投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の支払対象ではありません。投資信託は株式等値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります）に投資しますのでリスクを含む商品であり、運用実績は変動致します。したがって、元本や利回りが保証されているものではありません。

※ 当ファンドの購入の申込期間は終了しています。

お申込みメモ	
信託期間	設定日（2018年4月12日）から満期日（2024年2月28日）まで
換金（買戻し）単位	10口以上10口単位
換金（買戻し）価格	買戻しに関連する評価日における受益証券1口当たり純資産価格 （注1）「評価日」とは、管理会社により評価日として指定されたファンド営業日をいいます。 （注2）「ファンド営業日」とは、ルクセンブルクにおける銀行営業日をいいます。
換金（買戻し）代金	日本の投資者に対する買戻代金の支払いは、買戻申込日から起算して8国内営業日目から行われます。 （注）「国内営業日」とは、日本における販売会社の日本における営業日をいいます。
申込締切時間	買戻請求：換金申込締切日（買戻しに関連する評価日の前ファンド営業日。当該日が取扱休業日である場合はその直前の（取扱休業日に該当しない）ファンド営業日）の午後3時 （注）「取扱休業日」とは、受益証券の買戻請求を行うことができず、ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の計算が行われない日をいいます。
換金申込不可日	申込日当日または翌国内営業日がファンド営業日でない場合およびファンドの満期日には、換金（買戻し）の申込みを行うことはできません。
換金（買戻し）の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドにかかる証券取引所や外国為替市場等が通常の公休日以外の日に閉鎖されている場合などの状況において、買戻しが一時停止されることがあります。</li> <li>●ファンドの発行済受益証券の10%を超える買戻請求に対する支払いが、ファンドの資産または承認を受けた借入れにより実行できない場合、10%を超える部分の買戻しが延期されることがあります。</li> <li>●ファンドは、ある投資者が過剰取引または短期取引を行っていると考えられる場合、注文価額の2%を手数料として課することがあるほか、当該投資者の注文の拒絶、停止もしくは取消、または当該投資者の投資対象すべてを当該投資者単独の費用およびリスクにおいて強制的に買戻すことができます。</li> </ul>
決算日	毎年12月31日

※株式会社三井住友銀行では「NISA」でのお取扱はありません。

**手数料・費用等**

投資者の皆さまに実質的にご負担いただく手数料等の概要は以下のとおりです。ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

**投資者が直接的に負担する費用**

購入（申込み）手数料	※ 当ファンドの購入の申込期間は終了しています。 購入（申込み）手数料はありません。 （ただし、満期日の前に受益証券の買戻しを請求される場合は、下記「換金（買戻し）手数料」記載の条件付後払申込手数料をご負担いただきます。）	
換金（買戻し）手数料	以下に従って計算される条件付後払申込手数料が買戻される受益証券の買戻代金から控除されます。日本の消費税および地方消費税は条件付後払申込手数料に対してかかりません。	
	下記期間中（両端の日を含みます。）の 買戻日における買戻し	条件付後払申込手数料
	設定日から2019年3月末日の間	買戻される受益証券の口数に 募集価格を乗じた額の2.00%
	2019年4月1日～2020年3月末日の間	買戻される受益証券の口数に 募集価格を乗じた額の1.67%
	2020年4月1日～2021年3月末日の間	買戻される受益証券の口数に 募集価格を乗じた額の1.33%
	2021年4月1日～2022年3月末日の間	買戻される受益証券の口数に 募集価格を乗じた額の1.00%
	2022年4月1日～2023年3月末日の間	買戻される受益証券の口数に 募集価格を乗じた額の0.67%
2023年4月1日～2024年2月27日の間	買戻される受益証券の口数に 募集価格を乗じた額の0.33%	
信託財産留保額	ありません。	

■ 投資者は、ファンドの募集時の購入時手数料については負担せず、設定後約6年後の応当する買戻日まで、ファンドに対して実質的に後払いする仕組みとなっています。■ そのため、投資者のファンド購入代金がファンド投資額となります。■ 換金（買戻し）手数料およびファンドの信託期間にわたり償却される前払販売報酬が、ファンドの募集時における販売募集業務、情報提供、またはその他のこれらに付随する業務の対価となります。

※ 当ファンドの購入の申込期間は終了しています。

手数料・費用等

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの管理報酬等

手数料	報酬率（2018年2月9日現在）
管理会社報酬 （投資運用会社報酬は、管理会社報酬から支払われます。）	年率0.26%
保管受託・支払代理・管理事務代行報酬	年率0.07%
保証料	年率0.22%
販売会社報酬	年率0.38%
代行協会員報酬	年率0.10%
その他の費用・手数料	上記の報酬の他に、設立費用、有価証券の売買に関する仲介料、その他の運営費用（信託財産の処理に関する費用、法令遵守の費用、監査報酬、弁護士費用、目論書作成・印刷費用など）、信託財産にかかる租税などがファンドの信託財産から支弁されます。純資産総額に対して <b>最大年率0.15%</b>

上記のほか、受益証券の募集金額の2.00%相当額が販売会社に前払いされ、ファンドの信託期間にわたって償却されます（**年率0.37%程度**）。

実質的な費用は上記の合計であり、**最大年率1.55%程度**となります。

ファンドの関係法人

日本における販売会社	株式会社三井住友銀行
管理会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー
保管受託銀行／支払事務代行会社／管理事務代行会社／登録事務代行会社／名義書換事務代行会社	ソシエテジェネラル・バンク・アンド・トラスト
投資運用会社／海外販売会社	アムンディ・アセットマネジメント（パリ）
保証会社	クレディ・アグリコル・エス・エー
代行協会員	アムンディ・ジャパン株式会社



株式会社三井住友銀行  
登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号  
加入協会 / 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

投資信託に関する留意点

- 投資信託の換金にあたって円貨から外貨または外貨から円貨へ転換の際は、為替手数料が各種手数料等とは別にかかります。購入時と換金時の適用為替相場には差があるため、為替相場に変動がない場合でも、換金時の円貨額が購入時の円貨額を下回る場合があります。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要です。
- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保証の対象ではありません。預金保険については窓口までお問い合わせください。
- 三井住友銀行で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 三井住友銀行は販売会社であり、投資信託の設定は管理会社が行います。